## みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム規約

みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム事務局

(名称)

第1条 本プラットフォームは、「みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム (以下、「みやざき GRIP」という。)」と称する。

(目的)

第2条 みやざき GRIP は、未利用資源等の有効活用による宮崎県の農林水産業の資源循環やイノベーションによる生産性向上を図るため、県内の農林水産業者や関係機関・団体と県内外の民間企業等が、双方の交流や新たなアイデアを産み出す機会を通じて連携することにより、本県での新たな事業の創出を目指すプロジェクトを支援し、持続可能な農林水産業への構造転換を図ることを目的とする。

### (事務局)

- 第3条 みやざき GRIP は、別途指定する場所に事務局を置く。
- 2 事務局は、みやざき GRIP の活動における事務を処理する。

### (活動内容)

- 第4条 みやざき GRIP は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を 行う。
  - (1)会員間の情報共有及び連携強化に関する活動
- (2) 未利用資源等の有効活用や農畜産業の生産性向上に資する取組の事業化検討プロジェクトの創出及び推進に関する活動
- (3) みやざき GRIP の取組の情報発信、県内への波及に関する活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

### (会員)

- 第5条 会員は、次の各号に掲げる者であって、みやざき GRIP の目的に賛同するものを持って構成する。
- (1) 未利用資源等の有効活用や生産性向上を目指す農林水産業者や市町村等
- (2) 課題解決のための技術やアイデア等を保有する民間事業者等

- (3) ネットワークや知見を活かし事業者等への支援・協力を行う支援機関や金融機 関等
- (4) その他、事務局が認める事業者、団体
- 2 会員は、いずれも県内で事業化を目指す者又は事業化を目指す事業者等との連携 若しくは支援・協力の意思がある者でなければならない。

# (入会)

- 第6条 みやざき GRIP への加入を希望する者は、入会申込書(様式第1号)を提出 又は入会申込フォームから送信し、事務局の確認を受けなければならない。
- 2 会員は、申込内容に変更があった場合には速やかに事務局へ変更届(様式第 2 号)を提出又は変更申込フォームから送信しなければならない。
- 3 事務局は、入会を希望する者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合 は、入会を拒否することができる。またその理由について開示しないものとする。
- (1) 事務局に提出した入会申込書に虚偽があった場合
- (2) 反社会的勢力である又は反社会的勢力と交流があると事務局が判断した場合
- (3) 過去本会にて本規約に違反した者またはその関係者であると事務局が判断した場合
- (4) その他、入会を認めることが、みやざき GRIP の目的に反すると認められる場合
- 4 前3項に定めるもののほか、入会に関して必要な事項は、別に定める。

### (会員の義務)

- 第7条 会員等は、第2条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用 し、積極的にコミュニティの活動に参加するものとする。
- 2 会員は、みやざき GRIP の活動上知り得た情報を、会員以外の第三者に開示、又 は漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様とする。ただし、事務局と会員 間の協議により承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 会員は、事務局が随時実施する成果ヒアリングや進捗アンケート等に協力しなければならない。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。

## (退会)

- 第8条 会員が退会するときは、退会届(様式第3号)を提出又は退会フォームから 送信しなければならない。
- 2 会員が解散又は営業を停止したときは退会扱いとする。

(除名)

- 第9条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名する ことができる。また、その理由について開示しないものとする。
- (1) 法令違反や犯罪行為等、公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 目的に反する行為をするなどみやざき GRIP の信用を害したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 入会申込書の内容に虚偽があったことが判明したとき
- (5) その他みやざき GRIP の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第10条 会費は無料とする。なお、みやざき GRIP が実施する個別の活動に必要な経費(交通費等)は、その活動に参加する会員が応分の負担を個々に行うものとする。

(事業化検討プロジェクトチーム)

- 第11条 会員は、会員同士の情報共有や連携強化を通じて、本県の新たな事業の創出 を目指すプロジェクトの熟度が高まった場合、会員をメンバーとした事業化検討プロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という。)を組むことができる。
- 2 前項に掲げるプロジェクトチームは、次の各号に掲げる要件を全て満たさなけれ ばならない。
- (1) 県内の農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、市町村のいずれかを構成員に含むこと
- (2) 事業化に向けた解決のための専門技術や資本力等を有する企業を構成員に含むこと
- 3 プロジェクトチームの設立や運営等については、別に定める。

(知的財産の取扱い)

第12条 プロジェクトチームの活動における発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、証憑、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、プロジェクトチーム内のメンバーで取扱いを決定する。

(公表)

第13条 会員は、会員の企業名等の情報及びみやざき GRIP における活動等について、本会の周知又は活動報告等の目的において事務局が公表することを予め承諾する。ただし、会員が事務局に対し、非公表である旨を示した上で、書面にて特定した情報については、公表の対象外とする。

## (免責等)

第14条 みやざき GRIP への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害、会員及びみやざき GRIP 外の第三者との間の紛争等について、事務局は一切の責任を負わない。

## (規約の変更)

第15条 この規約は、宮崎県が管理運営するウェブサイト「ひなた MAFiN」 (https://hinatamafin.pref.miyazaki.lg.jp/index.html) 上に掲載する方法によって、あらかじめ会員に周知することにより、本規約を変更できるものとする。当該変更の周知後、会員が規約変更日以降もみやざき GRIP における活動を継続した場合、本規約の変更に同意したものとみなす。

## (紛争)

第16条 本規約に関する紛争については、日本法を準拠法とし、宮崎地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### (雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、みやざき GRIP の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

### 附則

この規約は、令和5年9月7日から施行する。